

## 第 8 号議案

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 4 条第 3 項並びに第 5 条中「12 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

ふじみ野市議会議員の政務活動費の額を改定するため、ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。